

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第四百六十四号

兒童福祉法第三十五條第二項による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十五年九月十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

施設の種類	経営主体	施設の名称	施設の所在地	定員	認可年月日
保育所	個人	由良保育園	東伯郡由良町大字由良宿一五七九ノ一	一〇〇	昭和二十五年九月八日
		松本豊隆			

鳥取縣告示第四百六十五号

昭和二十五年九月二日、八月臨時縣会の議決を経た昭和二十五年年度鳥取縣歳入更正予算は次の通りである。

昭和二十五年九月十二日

昭和二十五年九月十二日 火曜日
第二千四百四十二号

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和25年度鳥取縣歳入更正予算
歳入第1款及び第2款を下記の通り改め公企業及び財産収入を第3款とし、以下順次繰下げる。

歳入	項	科	目	更正予算額
1	縣稅			△171,359,360
1	普通稅			△2,975,123
2	田的稅			△2,611,781
3	田法による稅			△165,782,456
2	地方財政平衡交付金			171,759,360
1	地方財政平衡交付金			171,759,360
5	使用料及び手数料			△260,000
2	手数料			△260,000
10	雜收入			△140,000

本書は六ヶサハ規程價格五割

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第四十九号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた日本共産党鳥取縣因幡地区鳥取市委員会の解散の際の收支に關する報告書の要旨は左の通りである。

昭和二十五年九月十二日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

政党協會その他の団体の解散の際の收支に關する

報告書要旨

- 一、種類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書
- 二、期間 自昭和二十五年五月一日至昭和二十五年八月十八日
- 三、報告書の要旨

00225

延滞金 400.000
加算金 260.000
繰入合計 0

◇鳥取縣告示第四百六十六号

松くい虫等その他の森林病害虫の驅除予防に關する法律(昭和二十五年法律第五十三号)第五條の規定に基き法第三條第三項に規定する事項を次の通り定める。

昭和二十五年九月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区域 驅除の種類 行ふべき措置 其の他必要事項

西伯郡大	自昭和二十	キイロコキ	被害木を伐倒	驅除期間内
山家大	昭和二十	クイムシ	剥皮し根株を	わらないとき
今在家及	至昭和二十	マツカノワ	剥皮し根株を	は行政代執行
今在家及	至昭和二十	キクイムシ	剥皮し根株を	は行政代執行
種原大	至昭和二十	キクイムシ	剥皮し根株を	は行政代執行
種原大	至昭和二十	キクイムシ	剥皮し根株を	は行政代執行
種原大	至昭和二十	キクイムシ	剥皮し根株を	は行政代執行
種原大	至昭和二十	キクイムシ	剥皮し根株を	は行政代執行
種原大	至昭和二十	キクイムシ	剥皮し根株を	は行政代執行
種原大	至昭和二十	キクイムシ	剥皮し根株を	は行政代執行

鳥取市東町
円護寺一円

00226

政党協會その他の団体名	寄附及び収入の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出	一件五百円以上の支出	報告受理年月日	
	件数	総額	件数	総額	件数	総額					
日本共産党鳥取縣 因幡地区鳥取市委員会	7	000.00	1	100.00	1	100.00	7	000.00	1	100.00	昭和二十五年九月五

四、主要な寄附者及び支出

一、寄附者

政党協會その他の団体名

寄附の総額

件数

寄附者の氏名
又は団体名

職業

住所又は主たる
事務所の所在地

日本共産党鳥取縣
因幡地区鳥取市委員会

4,000.00

1

竹本節

市議

鳥取市掛出町

二、支出

政党協會その他の団体名

寄附の総額

件数

頁 行目

町 誤

町 正

日本共産党鳥取縣
因幡地区鳥取市委員会

7,000.00

1

七 一七〇、三二四

町

〇、三二二

印刷費

七、〇〇〇、〇〇一

1

同 一八〇、四六三

町

〇、四七〇八

正 誤

昭和二十四年八月二日鳥取縣告示第四百二十号中誤植があるので次のように訂正する。

記

昭和二十五年八月五日鳥取縣公報号外登載の鳥取縣條例第四十三号中鳥取縣綜合開發審議會條例とあるは、鳥取縣綜合開發審議會條例の誤り。
昭和二十五年九月一日鳥取縣規則第六十七号第六條中、肥料販売業務開始とあるは、肥料販売業務開始の誤り。